

基本仕様書(企画提案時)

※ 業務委託契約締結時の最終的な仕様書は、本提案競技における最優秀提案者と提案内容をもとに協議を行い決定する。

1 委託件名

令和7年度 農山漁村地域ブランディングプロジェクト業務委託

2 目的

志賀島及び北崎地区において、豊かな自然や景観に恵まれた観光地としての魅力や地域資源と特色のある農水産物を結び付けた新たな加工品開発や販売プロモーションによる地域ブランドとしての認知度向上を図り、地域の農水産物や加工品の消費拡大による生産者の所得向上につなげることを目的とする。

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部政策企画課 他

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

下記業務を志賀島及び北崎地区(以下、「各エリア」という。)を対象として実施すること。

(1) プロジェクト推進体制の構築

- ・各エリアにおいて、(2)地域の農水産物を使用した加工品開発等、地域ブランド化の取組みに様々な形で関与する意欲のある生産者や商工業者等が参加できるプロジェクト推進体制を構築すること。
- ・プロジェクトの推進にあたっては、本事業の目的や地域ブランド化の方向性等を共有し、プロジェクトに参加する者の意見等も反映しながら進めること。

(2) 地域の農水産物を使用した加工品開発等

- ・各エリアで、地域の農水産物を使用し、お土産として一定期間販売できる新たな加工品を3点以上開発し、(3)販売プロモーションにおいて販売すること
- ・新たな加工品開発には、生産者や商工業者等が主体となって取組む加工品開発や、既存の加工品の改善も含むものとする。その場合であっても、受託事業者自らが各エリアで1点以上の加工品開発を行うこと。
- ・生産者や商工業者等が主体となって取組む加工品開発や既存の加工品の改善については、主体者の意見や要望を踏まえ、デザインや試作品の作成等の商品化に係る全般的な

支援を実施すること。

- ・新たな加工品開発は、次年度以降も販売を継続する事を想定したものとし、レシピや収支等の事業モデルを作成するなど、意欲ある生産者や商工業者等が継続して製造販売できるようにすること。

(3) 販売プロモーション催事の実施

- ・(2)で開発、改善された加工品だけでなく、既存の加工品や一次産品も含めた販売プロモーション催事を、市民等に効果的に訴求・販売できる場所において、各1回以上実施すること。
- ・販売プロモーション催事は、各エリアの地域ブランドとしての認知度向上に繋がるよう、効果的な装飾や販売ツール等の作成を行うこと。
- ・市民等に広く認知されるよう、企画段階や販売プロモーション実施について、マスコミへのプレスリリースやSNS等により効果的な形でPRすること。

(4) 報告書作成

- ・業務完了後、速やかに報告書を印刷物(3部)及び電子データ(1部)で提出すること。なお、同報告書には、業務を実施したことが証明できる書類や写真等を使用するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とすること。
- ・次年度以降に実施が望まれる加工品開発や販売プロモーション等について、報告書において提案すること。

5 実施体制・事業スケジュール

- (1) 受託者は本業務を円滑に実施するため、すべての業務を統括する責任者(業務遂行責任者)を選任し、市に届け出ること。また、各業務内容を確実に遂行するために適切な要員を配置すること。
- (2) 契約締結後、速やかに事業スケジュールを市に提出すること。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、進捗状況については随時市に報告すること。

6 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権は市に帰属するものとし、市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) (2)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関するこ

とは、受託者において処理するものとする。

- (5) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 市は、成果物の内容(デザイン、設計等を含む。)を自由に変更することができるものとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、福岡市農林水産局総務農林部政策企画課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (3) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」(2009年10月発行)に従うこと。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3)特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。

なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。

なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査を行うことができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。